

## 弁護士法第23条の2の改正条文および改正理由

### 1項

弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体（以下、公務所等という。）に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出を審査して、申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

### （理由）

本項は、弁護士による所属弁護士会に対する照会の申出権があること、所属弁護士会はこの照会申出に対する審査権限があり、弁護士会照会手続会規・審査基準の制定及びその実施により、適当でない照会申出はこれを拒否することができることを定めるものである。

改正前条文においては、所属弁護士会に照会申出に対する審査権限があることは自明のこととされていたが、所属弁護士会には照会申出に対する審査権限があり、実際にも全国の単位弁護士会では弁護士会照会申出に関する会則会規、審査基準等の制定及びその運用が行なわれている現状に鑑み、これを確認する意味で、所属弁護士会の自立的審査権限を明記するものである。

### 2項

弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

### （理由）

本項は、弁護士の照会申出に基づく弁護士会の照会先に対する照会権を定めるものである。改正前条文と同じ。

### 3 項

弁護士会から第2項により報告を求められた公務所等は、弁護士会に、必要な事項を報告しなければならない。

但し、報告を求められた公務所等は、報告しないことに正当な事由がある場合はそれを疎明してこれを拒絶することができる。

#### (理由)

本項は、本文において報告を求められた公務所等の弁護士会に対する報告義務を明文化し、又、但し書きにおいて報告をしないことに正当な事由がある場合のその疎明義務を定めるものである。

公務所等が報告請求を受けた事項(照会事項)につき、法律上の報告義務があることは判例上確定しているが、必ずしも汎く浸透しているとは思われないので、照会先の法律上の報告義務を明文化した。

公務所等が報告の請求を受けた事項(照会事項)につき、守秘義務を負担している場合や名誉・プライバシー保護、個人情報保護等との関係で問題がある場合等には、この報告義務と衝突することになるので、どちらの義務・法益が優先するかの問題が生じる。そこで、この問題を解決するため、両義務・法益の利益の優先度を比較衡量するために、照会先に報告拒絶の正当な事由を疎明させることとした。従来、照会先からは、通り一遍の紋切り型の公務員等の守秘義務であるとか、名誉・プライバシーの保護であるとのみの理由で報告を拒絶した例が多々、存在したが、照会先のこの疎明義務によりかような報告の拒絶を一掃しようとするものである。

### 4 項

弁護士会は、第2項により報告を求められた公務所等が報告を拒絶した場合あるいは報告をしなかった場合、日本弁護士連合会に対し、前項の報告の拒絶あるいは報告をしないことについての正当な事由の有無について、審査

を求めることができる。

(理由)

本項は、照会先が報告を拒絶した場合あるいは報告をしない場合に、その正当性の有無につき、特に、照会先が報告を拒絶する正当な事由があると主張ないし疎明した場合に、その正当な事由の有無につき、弁護士会による日本弁護士連合会に対する審査の申出権を定めるものである。

報告拒絶の正当な事由の有無を判断する機関としては、裁判所を想定することもできるが、弁護士会照会制度は、弁護士会に与えられた権限であるから、弁護士会の指導・連絡・監督の権限を有する日本弁護士連合会に集約的、後見の見地から、この審査権限を与えることで弁護士会照会制度を公正且つ実効的に運用することが相当である。

5 項

日本弁護士連合会は、前項の申出にかかる審査により、公務所等の報告の拒絶あるいは報告をしないことに正当な事由がないと判断したときは、公務所等に対し、必要な事項の報告をすべきことを勧告することができる。

(理由)

本項は、前項の弁護士会の審査の申出に対する日本弁護士連合会の審査権限、照会先の公務所等に対する勧告権を定めるものである。

照会先の報告拒絶の正当な事由の有無、その判断は、報告義務の履行により得られる利益(法益)と報告の拒絶によって守られるべき義務、法益とを、照会事項、照会理由、受任事件との関係で、個別具体的にその利益(法益)を比較衡量して決せられるべきことは、判例上も確立しているのみならず、平成13年4月6日付内閣総理大臣の国会への回答書、平成13年5月18日の衆議院法務委員会における内閣法制局部長の回答にても確認されている。この基準に従って日本弁護士連合会に報告拒絶の正当な事由の有無について、

最終的な審査、判断の権限を委ねるものである。そして、照会先である公務所等に再考を求め、報告を得ようとする目的から、日本弁護士連合会の勧告権を定めるものである。

6 項

弁護士は第2項により公務所等から報告を受けた内容を、報告を求めた目的以外に使用してはならない。

(理由)

弁護士会より公務所等の報告を受け取った弁護士に対し、目的外使用を禁止するものである。

公務所等は、報告をした事項につき守秘義務を負担している場合があり、かような場合にまで報告をしたものであるから、その報告を受け取った弁護士が、照会を申し出た理由以外にこれを使用することはできないとすることが相当である。実際にも、各地の弁護士会はその弁護士会照会手続会規等において、この旨を規定し、運用している実情がある。

以 上